二　1　健康保険組合の名称　聖路加健康保険組合
2　事務所の所在地　東京都中央区築地三丁目三番二号
3　設立事業所の名称及び所在地　財団法人聖路加国際病院　東京都中央区
4　認可の年月日　平成二十二年九月二十一日

○厚生労働省告示第三百六十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二十四条第一項の規定に基づき、次の健康保険組合の分割を認可したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二十六条の規定により告示する。

平成二十二年十月十九日

厚生労働大臣　細川　律夫

一　分割後設立する健康保険組合
1　健康保険組合の名称　ＡＬＩＣＯ健康保険組合
2　事務所の所在地　東京都墨田区錦糸一丁目二番一号
3　組合の設立されている事業所の名称及び所在地　アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー　東京都墨田区
二　分割後存続する健康保険組合
1　健康保険組合の名称　ＡＩＧ健康保険組合
2　事務所の所在地　東京都千代田区一番町二十番五号
3　組合の設立されている事業所の名称及び所在地　エイアイユーインシュアランスカンパニー　東京都千代田区　外九事業所
三　認可の年月日　平成二十二年九月十五日

○厚生労働省告示第三百六十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二十六条第二項の規定に基づき、次の健康保険組合の解散を認可したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二十八条の規定により告示する。

平成二十二年十月十九日

厚生労働大臣　細川　律夫

一　健康保険組合の名称　大同工業健康保険組合
二　事務所の所在地　石川県加賀市熊坂町イ百九十七番地
三　設立事業所の名称及び所在地　大同工業株式会社　石川県加賀市　外七事業所
四　認可の年月日　平成二十二年九月七日

○厚生労働省告示第三百六十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二十三条第一項の規定に基づき、次の健康保険組合の合併を認可したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二十六条の規定により告示する。

平成二十二年十月十九日

厚生労働大臣　細川　律夫

一　1　合併後消滅する健康保険組合
（一）　健康保険組合の名称　ニッセイ同和損保健康保険組合
（二）　事務所の所在地　大阪府大阪市北区西天満四丁目十五番十号
（三）　設立事業所の名称及び所在地　ニッセイ同和損害保険株式会社　東京都中央区　外七事業所
2　合併後存続する健康保険組合
（一）　健康保険組合の名称　あいおい健康保険組合
（二）　事務所の所在地　東京都渋谷区恵比寿一丁目十八番十四号
（三）　設立事業所の名称及び所在地　あいおい損害保険株式会社　東京都渋谷区　外十七事業所
3　認可の年月日　平成二十二年九月九日

二　1　合併後消滅する健康保険組合
（一）　健康保険組合の名称　日立金属健康保険組合
（二）　事務所の所在地　東京都港区芝浦一丁目二番一号
（三）　設立事業所の名称及び所在地　日立金属株式会社　東京都港区　外四事業所
2　合併後存続する健康保険組合
（一）　健康保険組合の名称　日立製作所健康保険組合
（二）　事務所の所在地　東京都千代田区神田練塀町三番地
（三）　設立事業所の名称及び所在地　株式会社日立製作所　東京都千代田区　外二百八十三事業所
3　認可の年月日　平成二十二年九月九日

○厚生労働省告示第三百七十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十六条第二項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる健康保険組合の名称を同表の下欄に掲げる日をもって同表の中欄に掲げる名称に変更することに係る規約の変更を認可したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十二年十月十九日

厚生労働大臣　細川　律夫

変更前の名称	変更後の名称	変更年月日
あいおい健康保険組合	あいおいニッセイ同和健康保険組合	平成二十二年十月一日
北越製紙健康保険組合	北越紀州製紙健康保険組合	平成二十二年十月一日
東京都合板健康保険組合	日本合板健康保険組合	平成二十二年十月一日
萬有製薬健康保険組合	ＭＳＤ健康保険組合	平成二十二年十月一日
エスエス製薬健康保険組合	ＢＩＪ健康保険組合	平成二十二年十月一日
日本システムディベロップメント健康保険組合	ＮＳＤ健康保険組合	平成二十二年十月一日
駒井鉄工健康保険組合	駒井ハルテック健康保険組合	平成二十二年十月一日

○厚生労働省告示第三百七十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十六条第三項の規定に基づき、次の表の第一欄に掲げる健康保険組合の同表の第三欄に掲げる事務所の所在地を同表の第五欄に掲げる日をもって同表の第四欄に掲げる所在地に変更することに係る規約の変更の届出を受理したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十二年十月十九日

厚生労働大臣　細川　律夫

健康保険組合名	事務所区分	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
日本交通健康保険組合	主たる事務所	東京都中央区日本橋小網町十九番八号	東京都墨田区両国四丁目五番九号	平成二十二年六月十四日
シティグループ健康保険組合	主たる事務所	東京都品川区東品川二丁目三番十四号	東京都品川区東品川二丁目三番十二号	平成二十二年七月一日
東京都情報サービス産業健康保険組合	主たる事務所	東京都千代田区内幸町一丁目三番一号	東京都千代田区富士見一丁目十二番八号	平成二十二年七月二十日
楢崎健康保険組合	主たる事務所	北海道室蘭市築地町百四十七番地八	北海道札幌市中央区北一条西七丁目一番地	平成二十二年七月二十六日
岩谷産業健康保険組合	主たる事務所	大阪府大阪市西区靱本町一丁目十一番七号	大阪府大阪市中央区本町三丁目六番四号	平成二十二年七月二十六日